

工事中の消防計画

1 目的

この計画は、〇〇ビルの工事中における防火管理について必要な事項を定めて、火災の予防及び人命の安全を図ることを目的とする。

2 消防計画の適用範囲

この計画は、〇〇ビルの工事部分に出入りするすべての者に適用する。なお、本計画に定める以外のものについては、既定の消防計画による。

3 予防管理組織

工事部分における火災予防を図るため、各分担工事区分ごとに防火担当責任者を定めるとともに、これを統括する防火管理者及び工事責任者をおくものとし、その編成を別表1のとおり定める。

4 防火管理者の権限及び業務

防火管理者は、この計画に基づく一切の権原を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 火気の使用又は取り扱い、危険物の管理、防火区画及び避難施設等の状況の点検及び指揮監督
- (2) 消防用設備等の作動状況の点検
- (3) 工事責任者等に対する業務の指導及び監督
- (4) 工事責任者等に対する消防計画の周知徹底
- (5) その他、工事中における消防管理上必要な業務

5 工事責任者の業務

工事責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 作業時の火気管理
- (2) 作業終了時の安全確認と防火管理者への報告
- (3) 火気使用設備、電気設備、危険物及び消防用設備等の日常の維持管理
- (4) 防火担当責任者等に対する各自の防火管理上の任務及び責任の徹底
- (5) 防火管理者の補佐

6 火気使用時の遵守事項

火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気を使用する場所は、指定場所（〇〇〇）のみとし、これ以外の場所における火気の使用を禁止する。なお、火気を使用する場所には、消火器を増設すること。

- (2) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき又は火気使用設備器具を設置若しくは変更するときは、必ず工事責任者を通じ防火管理者に事前に連絡し、承認を得るものとする。
- (3) 喫煙は、指定場所（〇〇〇）のみとし、廊下等禁止された場所で行ってはならない。
- (4) 作業終了時には、灰皿等を指定する場所に集めること。

7 施設に対する遵守事項

避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難経路その他避難のために使用する施設等には、避難の障害となる設備及び物品を置かないこと。
- (2) 防火戸、シャッター等は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖障害となる物品を置かないこと。

8 作業終了時の巡視

作業終了後の巡視は、次により実施するものとする。

- (1) 工事責任者は、作業終了後 30 分及び 1 時間後に 1 回巡視を行うこと。
- (2) 上記以外の時間は、〇〇ビルの警備員によって実施する。

9 災害発生時の対策

火災等の初動体制の徹底を図るため、防火管理者を自衛消防隊長として、次により自衛消防隊を設置し、その編成は別表 2 のとおりとする。

- ・ 自 衛 消 防 隊 長 ～ 自衛消防隊指揮命令
- ・ 工事部分地区隊長 ～ 自衛消防隊長の補佐
- ・ 通 報 連 絡 班 ～ 消防機関に対する通報、確認、建物内への報知
- ・ 消 火 班 ～ 消火作業
- ・ 避 難 誘 導 班 ～ 非常口の開放、避難者の誘導
- ・ 警 戒 防 護 班 ～ 危険物、ガス等の安全措置、負傷者の救護

10 その他

(1) 消防用設備等は、常時稼働状態としておくこと。ただし、工事内容上やむを得ない場合は代替措置として、別表 3 のとおりとする。

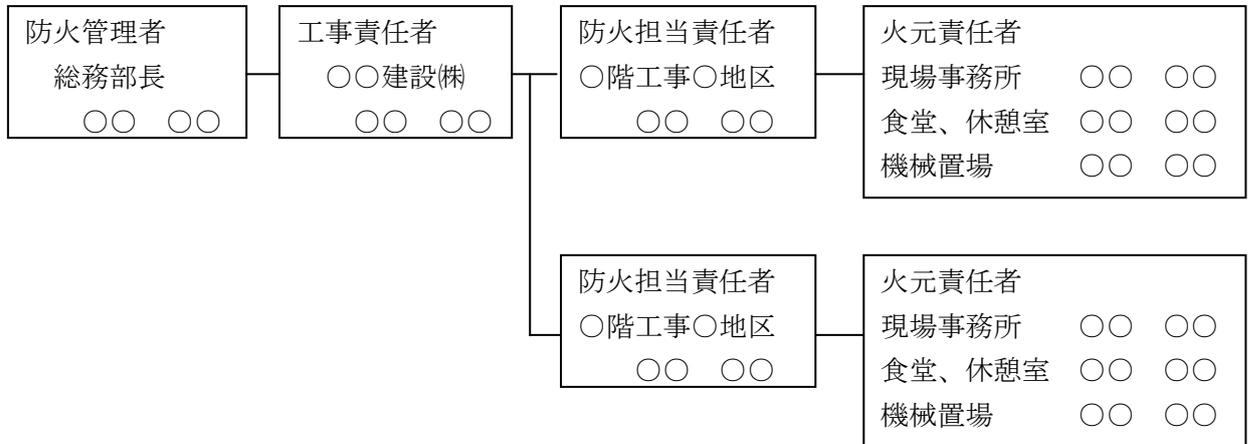
- (2) 緊急時の連絡先は、別表 4 のとおりとする
- (3) 危険物等の持ち込みは、最小限度とし、一定の安全な場所に保管する。

11 添付図書

- (1) 工事工程表
- (2) 工事部分の図面（工事部分と使用部分の区画を明記すること。）

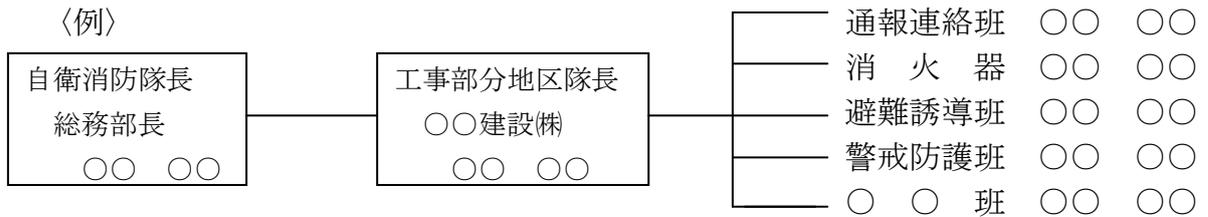
別表 1 [予防管理組織]

〈例〉



別表 2 [自衛消防組織]

〈例〉



別表 3 [消防用設備等の代替措置]

〈例〉

設備名	箇所	期間	代替措置	管理の方法
自動火災報知設備	〇階 〇〇部分	〇月〇日 ~ 〇月〇日	作業終了後 感知器仮設	作業中、作業後の 巡視の強化

別表 4 [緊急時の連絡先]

〈例〉

事業所又は業者名	担当者名	電話番号 (事業所、自宅)	
		(事業所)	(自宅)